

第4号議案

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会規約等の改正について

県協議会の会計処理規程及び文書決裁規定を別添のとおり改正する。

会計処理規程の第29条（物品の購入）

事務局長決裁できる金額を20万円未満から100万円未満とする。

文書決裁規定の第9条（事務局長の専決）

事務局長決裁できる金額を20万円未満から100万円未満とする。

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会計処理規程 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会計処理規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年2月17日制定 平成16年5月11日一部改正 平成19年4月13日一部改正 <u>平成20年4月14日一部改正</u></p> <p>（物品の購入）</p> <p>第29条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付して第8条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が<u>100万円未満</u>のときは、事務局長が専決処理にすることができる。</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成16年2月17日から施行する（一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、<u>平成20年4月14日</u>）。</p> <p>2 平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会計処理規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年2月17日制定 平成16年5月11日一部改正 平成19年4月13日一部改正</p> <p>（物品の購入）</p> <p>第29条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付して第8条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が20万円未満のときは、事務局長が専決処理にすることができる。</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成16年2月17日から施行する（一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日）。</p> <p>2 平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。</p>

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会計処理規程

平成16年2月17日制 定
平成16年5月11日一部改正
平成19年4月13日一部改正
平成20年4月14日一部改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会(以下「県協議会」という。)の会計の処理に関する基準を確立して、県協議会の業務の適正かつ能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 県協議会の会計業務に関しては、産地づくり交付金等交付要綱(平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知)及び県協議会規約に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会計原則)

第3条 県協議会の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

- (1) 県協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続きは、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- (1) 産地づくり交付金事業会計
- (2) 稲作構造改革促進交付金事業会計
- (3) 新需給調整システム定着交付金助成事業会計
- (4) 耕畜連携水田活用対策会計
- (5) 水田農業構造改革対策推進交付金会計

2 県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条に関する口座は、愛知県信用農業協同組合連合会に開設する。

(会計年度)

第6条 県協議会の会計年度は、県協議会規約に定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第8条 第4条第1項の各号に掲げる会計区分ごとに経理責任者を置く。

2 経理責任者は、会員の職員の中から会長が任命する。

3 経理責任者は、県協議会規約第21条第3項に定める事務責任者、同条第5項に定める事務局長、事務局次長及び県協議会文書取扱規程第4条第1項に定める文書管理責任者を兼務

することができる。

(帳簿書類の保存、処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予算及び決算書類 5年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 5年
- (3) 証ひょう(領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。) 5年
- (4) その他の書類 3年

2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 第4条の各会計区分には、収入及び支出の状況並びに財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること
- (2) 収入と支出は、相殺してはならないこと。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 主要簿
 - 仕訳帳
 - 総勘定元帳
- (2) 補助簿
 - 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。
 - 3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。
 - 4 総勘定元帳及び補助簿の様式は、会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は会長が別に定める。

- (1) 入金伝票
- (2) 出金伝票
- (3) 振替伝票
- 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は、作成者が押印した上で、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又は証ひょうに基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿の更新)

第15条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な係数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、理事会の承認を得た後、総会の議決を得てこれを定める。

2 前項の事業計画及び収支予算は、東海農政局長に報告しなければならない。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において「金銭」とは、現金及び預金をいい、「現金」とは、通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第21条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正確実にし、日々出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第22条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第8条第1項の経理責任者の承認を得てこれを行う。

3 金融機関への振込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第23条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第8条第1項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込みにより行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第8条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りではない。

(支払期日)

第24条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについてはこの限りではない。

(領収証の徴収)

第25条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込みの方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもつ

て支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第26条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

(金銭の過不足)

第27条 出納の事務を行う者は、原則として毎月1回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第8条第1項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 物 品

(物品の定義)

第28条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具、備品をいう。

(物品の購入)

第29条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付して第8条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が100万円未満のときは、事務局長が専決処理にすることができる。

(物品の照合)

第30条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第8条第1項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第31条 県協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第29条の規定を準用する。

第6章 決 算

(決算の目的)

第32条 決算は、第6条の会計年度内の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第33条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第34条 第8条第1項の経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げる計算書類を作成して翌月の15日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第35条 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 正味財産増減計算書

(3) 貸借対照表

(4) 財産目録

(年度決算の確定)

第36条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

(報告)

第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を東海農政局長に報告しなければならない。

第7章 雑 則

第38条 水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号生産局長通知）、県協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得た後、会長が定める。

附則

1 この規程は、平成16年2月17日から施行する（一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成20年4月14日）。

2 平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会文書決裁規程 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会文書決裁規程</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月15日制定 平成19年4月13日一部改正 <u>平成20年4月14日一部改正</u></p> <p>（事務局長の専決）</p> <p>第9条 事務局長は、第2条の（11）の事項のうち、1件100万円未満の事務等経費の支出及び（14）の事項について専決できるものとし、その具体的な内容は別表のとおりとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成17年4月15日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行に伴い、「愛知県水田農業構造改革事業推進協議会における文書決裁に関する内規」（平成16年7月23日制定）は、廃止する。</p> <p>3 この規程は、平成19年4月13日から改正施行する。</p> <p>4 <u>この規程は、平成20年4月14日から改正施行する。</u></p> <p>5 平成19年度に執行する平成18年度対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会文書決裁規程</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月15日制定 平成19年4月13日一部改正</p> <p>（事務局長の専決）</p> <p>第9条 事務局長は、第2条の（11）の事項のうち、1件20万円未満の事務等経費の支出及び（14）の事項について専決できるものとし、その具体的な内容は別表のとおりとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成17年4月15日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行に伴い、「愛知県水田農業構造改革事業推進協議会における文書決裁に関する内規」（平成16年7月23日制定）は、廃止する。</p> <p>3 この規程は、平成19年4月13日から改正施行する。</p> <p>4 平成19年度に執行する平成18年度対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。</p>

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会文書決裁規程

平成17年4月15日制 定
平成19年4月13日一部改正
平成20年4月14日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会(以下「県協議会」という。)の文書事務について、その円滑かつ適正な執行を確保するため、決裁の区分、決裁の順序等について必要な事項を定めるものとする。

(会長の決裁事項)

第2条 会長は、次の事項について決裁するものとし、その具体的な内容は別表のとおりとする。

- (1) 地域水田農業推進協議会の承認に関する事
- (2) 東海農政局長が交付する交付金等の交付申請、実績報告、返還等に関する事
- (3) 水田農業構造改革交付金に係る産地づくり計画の協議に関する事
- (4) 水田農業構造改革交付金に係る交付金減額に関する事
- (5) 水田農業構造改革交付金に係る資金管理状況に関する事
- (6) 耕畜連携水田活用対策に関する事
- (7) 事業費の支出に関する事
- (8) 総会及び理事会に関する事
- (9) 公印の調製、再製、改印等に関する事
- (10) 県協議会口座の開設及び解約に関する事
- (11) 事務等経費の支出に関する事
- (12) 県協議会が保有する情報の公開及び提供に関する事
- (13) 県協議会に対する陳情、要請その他特に重要な事項に関する事
- (14) その他県協議会の運営、県協議会事業の実施及び地域水田農業推進協議会に関する事

(会長決裁事項の決裁順序)

第3条 前条に定める事項に係る決裁の順序は、原則として、当該事項に係る事務を分担する事務局に所属する文書管理責任者及び経理責任者、すべての事務責任者(当該事項が耕畜連携水田活用対策以外の事務に係るものである場合は、耕畜連携水田活用対策に係る事務責任者を除くことができるものとする。)、すべての事務局次長、事務局長、第4条に定める決裁理事、第4条に定める決裁副会長、会長の順とする。

(決裁理事、決裁副会長)

第4条 前条の決裁理事は、県協議会事務処理規程第3条第1項各号に定める事務区分を分担する事務局に係る会員の役職員の中から選任された、会長及び副会長以外の理事とする。
2 前条の決裁副会長は、県協議会事務処理規程第3条第1項各号に定める事務区分ごとに、副会長の中から、会長が任命する。

(会長決裁事項の代決)

第5条 第2条に定める事項については、会長が決裁できない場合は、決裁副会長が代決することができるものとする。

(理事の専決)

第6条 決裁理事は、第2条の(5)及び(12)の事項について専決できるものとし、その具体的な内容は別表のとおりとする。

なお、当該事項に係る決裁理事が2名の場合は、会員の組織における職制が上位の者1名が専決を行うものとする。

(理事専決事項の決裁順序)

第7条 前条に定める理事の専決事項に係る決裁の順序は、第3条の規定における決裁理事までの順とする。

(理事専決事項の代決)

第8条 第6条に定める理事の専決事項については、当該事項に係る決裁理事が2名で、そのうち、会員の組織における職制が上位の者が決裁できない場合は、下位の者が代決できるものとする。下位の者も代決できない場合又は当該事項に係る決裁理事が1名の場合は、事務局長が代決できるものとする。

(事務局長の専決)

第9条 事務局長は、第2条の(11)の事項のうち、1件100万円未満の事務等経費の支出及び(14)の事項について専決できるものとし、その具体的な内容は別表のとおりとする。

(事務局長専決事項の決裁順序)

第10条 前条に定める事務局長の専決事項に係る決裁の順序は、第3条の規定における事務局長までの順とする。

(後伺い)

第11条 決裁権者が不在で緊急な処理を要する場合は、最終決裁権者を除き、当該決裁権者を後伺いとして処理することができるものとする。

(代決の制限)

第12条 第5条及び第8条に規定する代決は、緊急な処理を要する場合に限り行うことができるものとする。ただし、予め処理の方針が示されたときは、この限りではない。

(代決後の手続き)

第13条 代決した事項のうち、当該代決権者において必要と認めるものについては、それぞれの事項に係る決裁順序の上位すべての者の後閲を受けなければならないものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成17年4月15日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「愛知県水田農業構造改革事業推進協議会における文書決裁に関する内規」(平成16年7月23日制定)は、廃止する。
- 3 この規程は、平成19年4月13日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成20年4月14日から改正施行する。
- 5 平成19年度に執行する平成18年度対策(稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策)については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会における文書決裁区分

事 務 の 内 容	会 長 決 裁	理 事 専 決	事 務 局 長 専 決
<p>1 水田農業構造改革交付金関係</p> <p>(1) 実施方針の承認申請に関する事 (2) 産地づくり計画の協議に関する事 (3) 稲作構造改革促進交付金に関する当年産収入の算出に関する事 (4) 交付金減額分の報告に関する事 (5) 交付金の交付申請、請求、実績報告及び返還に関する事 (6) 助成金の支出に関する事 (7) 資金管理状況の報告に関する事 (8) 事業の実施に係る書類の提出期日に関する事 (9) 事業の実施に係る会議の開催に関する事 (10) 県協議会が保有する情報の公開及び提供に関する事 (11) 県協議会に対する陳情、要請その他重要な事項に関する事 (12) 地域協議会等に対する通知、照会等に関する事(1の(1)～(10)に関する事項を含む) (13) 国への回答、報告等に関する事(1の(1)～(6)に関する事項を除く) (13) 起案等の処理を要しない接受文書に関する事</p>			
<p>2 水田農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）関係</p> <p>(1) 実施方針の承認申請に関する事 (2) 産地づくり計画書の審査・承認に関する事 (3) 資金の管理に関する事 (4) 当年産収入の算出に関する事 (5) 資金管理状況の報告に関する事 (6) 事業の実施に係る書類の提出期日に関する事 (7) 事業の実施に係る会議の開催に関する事 (8) 県協議会が保有する情報の公開及び提供に関する事 (9) 県協議会に対する陳情、要請その他重要な事項に関する事 (10) 農協等に対する通知、照会等に関する事(2の(1)～(9)に関する事項を含む) (11) 国への回答、報告等に関する事(2の(1)～(5)に関する事項を除く) (12) 起案等の処理を要しない接受文書に関する事</p>			

事 務 の 内 容	会 長 決 裁	理 事 専 決	事 務 局 長 専 決
<p>3 耕畜連携水田活用対策（取組面積助成事業）関係</p> <p>(1) 補助金の交付申請、請求、実績報告及び返還に関する事 (2) 補助金の支出に関する事 (3) 事業の実施に係る書類の提出期日に関する事 (4) 事業の実施に係る会議の開催に関する事 (5) 県協議会が保有する情報の公開及び提供に関する事 (6) 県協議会に対する陳情、要請その他重要な事項に関する事 (7) 地域協議会等に対する通知、照会等に関する事(3の(1)～(6)に関する事項を含む) (8) 国への回答、報告等に関する事(3の(1)～(2)に関する事項を除く) (9) 起案等の処理を要しない接受文書に関する事</p>			

<p>4 耕畜連携水田活用対策（生産振興助成事業）関係</p> <p>(1) 補助金の交付申請、請求、実績報告及び返還に関する事 (2) 補助金の支出に関する事 (3) 事業の実施に係る書類の提出期日に関する事 (4) 事業の実施に係る会議の開催に関する事 (5) 県協議会が保有する情報の公開及び提供に関する事 (6) 県協議会に対する陳情、要請その他重要な事項に関する事 (7) 地域協議会等に対する通知、照会等に関する事(3の(1)～(6)に関する事項を含む) (8) 国への回答、報告等に関する事(4の(1)～(2)に関する事項を除く) (9) 起案等の処理を要しない接受文書に関する事</p>			
---	--	--	--

事 務 の 内 容	会 長 決 裁	理 事 専 決	事 務 局 長 専 決
<p>5 県協議会運営関係</p> <p>(1) 地域水田農業推進協議会の承認に関する事 (2) 総会及び理事会の開催及び議事録に関する事 (3) 公印の調製、再製、改印及び廃棄に関する事 (4) 口座の開設及び解約に関する事 (5) 会員負担金の請求に関する事 (6) 水田農業構造改革対策推進交付金の交付申請、請求、実績報告及び返還に関する事 (7) 会計処理に係る勘定科目及び各種様式の制定、変更等に関する事 (8) 文書取扱に係る類別区分の標準の制定及び各種様式の制定、変更等に関する事 (9) 1件100万円以上の事務等経費の支出に関する事 (10) 1件100万円未満の事務等経費の支出に関する事 (11) 県協議会が保有する情報の公開及び提供に関する事 (12) 地域協議会等に対する通知、照会等に関する事 (13) 国への回答、報告等に関する事(5の(6)に関する事項を除く) (14) 県協議会に対する陳情、要請その他重要な事項に関する事 (15) 起案等の処理を要しない接受文書に関する事</p>			

決裁副会長について

会長は、県協議会文書決裁規程第4条第1項に基づき、決裁副会長を任命する。

副会長の決裁の分担

事務処理規程第3条 第1項に定める 事務の区分	決裁を行う副会長	
	所 属 ・ 職 名	氏 名
水田農業構造改革交付金 (産地づくり対策)	愛知県農林水産部長	永田 清
水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進事業)	愛知県経済農業協同組合連合会代表理事理事長	岩間 夷久夫
耕畜連携水田活用対策 (取組面積助成事業)	愛知県経済農業協同組合連合会代表理事理事長	岩間 夷久夫
耕畜連携水田活用対策 (生産振興助成事業)	愛知県農林水産部長	永田 清
県協議会の運営	愛知県農林水産部長	永田 清

《参考》

決裁理事について

事務処理規程第3条 第1項に定める 事務の区分	決裁を行う理事	
	所 属 ・ 職 名	氏 名
水田農業構造改革交付金 (産地づくり対策)	愛知県農業協同組合中央会専務理事	石川 好和
水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進事業)	愛知県経済農業協同組合連合会常務理事	河合 信彦
耕畜連携水田活用対策 (取組面積助成事業)	愛知県経済農業協同組合連合会常務理事	河合 信彦
耕畜連携水田活用対策 (生産振興助成事業)	愛知県農林水産部技監	森 哲治
県協議会の運営に係る事務	愛知県農業協同組合中央会専務理事	石川 好和

決裁理事は、県協議会事務処理規程第3条第1項各号に定める事務区分を分担する事務局に係る会員の役職員の中から選任された、会長及び副会長以外の理事とする(文書決裁規程第4条第1項)。